

西 監 第 6 8 号
令和 8 年 9 月 1 5 日

西 条 市 長 越 智 三 義 殿
西 条 市 議 会 議 長 一 色 輝 雄 殿

西 条 市 監 査 委 員 高 橋 雄 次
西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員 高 橋 保

令和 8 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに西条市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項並びに西条市監査基準第 1 4 条第 1 項及び第 1 7 条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和8年7月13日から令和8年8月27日まで
- (2) 聴取日 令和8年8月27日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 政策課 ② 未来共創課 ③ 秘書課 ④ シティプロモーション推進課 ⑤ 移住推進課 ⑥ 観光振興課
- ⑦ 産業振興課 ⑧ 農水振興課 ⑨ 林業振興課 ⑩ 農林土木課 ⑪ 国土調査課

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和8年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監 査 の 概 要

第 1 政策課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| (1) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。 | (5) 総合教育会議に関すること。 |
| (2) 市政の基本方針及び重要施策の総合企画及び総合調整に関すること。 | (6) 政策及び施策の調査研究に関すること。 |
| (3) 広域行政、知事陳情、市町村合併に関すること。 | (7) 地方創生施策の企画、推進及び総合調整に関すること。 |
| (4) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。 | (8) 地域創生センターに関すること。 |

2 職員の配置状況

令和 8 年 6 月末現在 8 人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1 人	副課長	1 人	政策係	3 人（副課長含む。）
				地域創生係	4 人（1 人任用職員（フルタイム））

第 2 未来共創課

1 主な事務事業

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| (1) SDGsの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 | (4) 行政改革の推進に関すること。 |
| (2) デジタル化施策に係る総合的な企画、推進及び調整に関すること。 | (5) 職務権限に関すること。 |
| (3) マイナンバー制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。) | (6) 事務改善に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和 8 年 6 月末現在 6 人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1 人	副課長	1 人	未来共創係	6 人
----	-----	-----	-----	-------	-----

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 手続きガイドシステム使用業務

- ア 契約書に200円の収入印紙の貼付がある。当該契約書は印紙税法別表第一課税物件表の第何号文書に該当するのか。
- イ 本業務の契約書については、印紙税法別表に該当せず、収入印紙の貼付不要な文書である。
- ウ 関係法令に基づいた適正な事務処理に努められたい。

第3 秘書課

1 主な事務事業

- (1) 市長及び副市長の秘書及び渉外に関すること。
- (2) 市長会及び副市長会に関すること。
- (3) 記者クラブに関すること。

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在6人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人 秘書係 5人（内2人任用職員（パート月給））

第4 シティプロモーション推進課

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 都市ブランド施策の企画、推進及び総合調整に関すること。 | (5) 広報紙及び庁内報の編集発行に関すること。 |
| (2) 広報活動に関すること。 | (6) 市勢要覧の編集発行に関すること。 |
| (3) 各種情報収集及び発信に関すること。 | (7) 市民の要望、苦情、陳情の窓口及び総合調整に関すること。 |
| (4) 行政情報の提供に関すること。 | (8) 広聴活動、住民の意向把握に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人	副課長 1人	シティプロモーション推進係 4人
		広報係 3人（副課長含む。）
		広聴係 2人

第5 移住推進課

1 主な事務事業

- (1) 移住・定住の促進に関すること。
- (2) 空き家バンクに関すること。

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在4人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人 副課長 1人 移住推進係 3人（副課長含む。）

第6 観光振興課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| (1) 観光事業並びに観光資源の調査及び開発に関すること。 | (5) 観光施設等の整備及び統括管理に関すること。 |
| (2) 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。 | (6) 観光イベントに関すること。 |
| (3) 観光関係団体に関すること。 | (7) 四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業に関すること。 |
| (4) 自然公園に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在17人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	観光推進係	5人（副課長含む。）
				施設経営係	11人（内4人任用職員（パート月給）、3人任用職員（パート時給））

第7 産業振興課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| (1) 産業振興施策の企画立案・推進に関すること。 | (14) エネルギーに関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
| (2) 商工業の振興に関すること。 | (15) 企業誘致の促進に関すること。 |
| (3) 商工団体の育成指導に関すること。 | (16) 工場適地調査に関すること。 |
| (4) 小売商業の振興、中心市街地活性化に関すること。 | (17) 物産事業並びに物産資源の調査及び開発に関すること。 |
| (5) 労働団体、雇用対策、労働福祉に関すること。 | (18) 物産関係団体に関すること。 |
| (6) 企業の金融相談及び融資制度に関すること。 | (19) 物産販路開拓、物産宣伝、物産イベントに関すること。 |
| (7) 外国人技能実習生に関すること。 | (20) 西条製品のブランド化の推進に関すること。 |
| (8) 創業・新分野進出に係る支援に関すること。 | (21) 農商工連携に関すること。 |
| (9) 企業情報の収集・発信、産業人材の育成に関すること。 | (22) 食料産業の振興に関すること。 |
| (10) 産業情報支援センターに関すること。 | (23) 食の創造館に関すること。 |
| (11) 次世代ものづくり都市の構築に関すること。 | (24) ひと・夢・未来創造拠点複合施設に関すること。 |
| (12) 産学官の連携に関すること。 | (25) ふるさと納税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
| (13) 知的財産に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在18人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	産業総務係	6人（内1人愛媛県東京事務所派遣、2人任用職員（パート月給））
				企業立地	4人（副課長含む。）
				経営支援係	7人（内1人四国経済産業局派遣、1人任用職員（パート月給））

第8 農水振興課

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 農業の振興に関すること。 | (6) 漁業の振興に関すること。 |
| (2) 農業構造改善等に関すること。 | (7) 水産業の制度資金融資に関すること。 |
| (3) 農業の制度資金融資に関すること。 | (8) 水産動植物の増殖対策に関すること。 |
| (4) 総合6次産業都市の推進に関すること(農業部門)。 | (9) 漁港の整備に関すること。 |
| (5) 農村環境改善センター等の統括管理に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在19人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	2人	農業振興係	11人（内1人任用職員（パート月給）、2人任用職員（パート時給））
				漁業振興係	2人
				農地集積促進係	3人（内1人任用職員（パート月給）、1人副課長含む。）
				参与	1人（任用職員（パート月給））

3 指摘事項等の概要

(1) 船舶借上げアコウ種苗運搬

- ア 種苗運搬用船舶の故障により契約を解除しているが、新たに船舶借上げ等の契約は行われていない。当初予定の業務に不都合は生じていないのか。
- イ 種苗を放流する団体へ確認した結果、船舶を使用せず岸壁からの直接放流で支障がない旨を確認し、事業を実施した。
- ウ 前例踏襲による契約等により事務処理に疑義が生じることがないよう、事業への必要性を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。

第9 林業振興課

1 主な事務事業

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| (1) 林業の振興に関すること。 | (5) 森林法に基づく火入れの許可に関すること。 |
| (2) 林業構造改善等に関すること。 | (6) 立木の伐採に関すること。 |
| (3) 保安林の指定、解除、改良等に関すること。 | (7) 有害鳥獣駆除等の許可に関すること。 |
| (4) 市有林等の統括管理に関すること。 | (8) 庄内財産区及び入会山組合の統括管理に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在6人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	副課長	1人	林業振興係	3人（副課長含む。）
				有害鳥獣対策係	2人

3 指摘事項等の概要

(1) 令和8年度RINTOクラウドサービス利用料

- ア 使用料請書に収入印紙が貼付があるが、当該請書は印紙税法別表第一課税物件表の第何号文書に該当するのか。
- イ 印紙税法別表第一課税物件表の第二号文書「請負に関する契約書」に該当するものと判断し、貼付した。
- ウ 判断に迷った案件については、必ず所管部署に確認し、法令に基づいた事務執行に努められたい。

(2) ドローン点検手数料

- ア 契約に係る一連の事務について、適正な事務処理が行われているか。
- イ 金額の多寡にかかわらず、適切な事務執行に努める。
- ウ 前例踏襲による取扱いにより、事務処理に疑義が生じることがないように、適正な事務執行に努められたい。

第10 農林土木課

1 主な事務事業

- (1) 農林土木事業に関すること。
- (2) 国営及び県営土地改良事業の推進に関すること。
- (3) 土地改良法に基づく事業等に関すること。
- (4) 治山、治水に関すること。
- (5) 農林土木災害復旧事業に関すること。
- (6) 農林土木関係施設の統括管理に関すること。
- (7) 県営治山林道事業の推進に関すること。
- (8) 林道の計画、調査、施工等に関すること。
- (9) 農業用ダムに関すること。

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	農林土木計画係	2人
		農林土木事業係	3人
		農林土木管理係	4人（内1人任用職員（パート月給））

3 指摘事項等の概要

(1) 農道長野田滝線舗装補修作業

- ア 実施（伺い）について、一連の事務処理は適正か。
- イ 一連の事務が適正事務となるよう見直しを行いたい。
- ウ 事務処理に疑義の生じることがないように、適正な事務執行に努められたい。

第11 国土調査課

1 主な事務事業

- (1) 国土調査に関すること。

2 職員の配置状況

令和8年6月末現在5人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	国土調査係	4人（内1人任用職員（パート月給））
----	----	-------	--------------------